

萩市旭農産物加工販売所「つつじ」管理委託業務仕様書

萩市旭農産物加工販売所「つつじ」（販売所、加工所、屋外販売所、屋外トイレ、交流施設をいう。以下「各施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、各施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 各施設の管理に関する基本的な考え方

各施設を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 各施設が、農本市の農林水産物の展示販売を行い、観光やイベント情報等の受発信基地として都市と農村の交流を図る役割を果たすことにより、特産品の開発や販売を促進し、地域産業の振興に資するためものであるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の安全確保に留意するとともに、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本とすること。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 効率的運営を行うこと。
- (6) 管理運営費の削減に努めること。

3 施設の概要

名称・位置

名 称	位 置
萩市旭農産物加工販売所 「つつじ」	萩市大字明木 2 8 5 7 番地 3

施設規模等

区 分	竣工	構 造
販売所	平成 1 6 年 3 月	木造平屋建て
加工所	平成 6 年 4 月	木造平屋建て
屋外販売所	令和元年 1 2 月	コンテナハウス平屋建て
屋外トイレ	平成 1 6 年 3 月	木造平屋建て
交流施設	令和 4 年 1 月	木造平屋建て

利用時間等

区 分	利 用 時 間
販売所 加工所	3月1日から10月31日まで 日曜日 午前7時から午後6時まで その他 午前9時から午後6時まで 11月1日から翌年2月末日まで 日曜日 午前7時から午後5時30分まで その他 午前9時から午後5時30分まで ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

休館日等

区 分	休 館 日
販売所 加工所	12月31日から翌年1月3日まで ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
 (指定期間中、指定管理者協定を締結するものとする。)

5 法令等の遵守

各施設の管理に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 萩市旭農産物加工販売所の設置及び管理に関する条例
- (3) 労働関係法令（労働基準法、最低賃金法等）
- (4) 業務を遂行する上で、関連する法令等

※ 指定期間中に前各号に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

6 業務の範囲

- ア 利用の許可等に関する業務
- イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 萩市旭農産物加工販売所の設置及び管理に関する条例、第1条の設置目的を達成するために必要な業務
- エ その他管理に必要な業務
- オ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

7 業務報告

- (1) 指定管理者は、管理運営業務日報等を作成のうえ、萩市が指定する期間保管し、求めがあったときは提出すること。
- (2) 毎月、利用状況等萩市に報告すること。
- (3) 年2回以上、萩市が定める「施設点検マニュアル」に基づき実施した点検結果について、萩市に報告すること。

8 経費等について

(1) 予算の執行

萩市は、施設サービスの質が低下することがないよう、指定管理者に対して、指定管理料を支払うこととする。

なお、指定管理料は、萩市が公益上必要と認め、算定した一定額を予算の範囲内で支払うものとする。

(2) 事業報告

会計年度終了後、速やかに事業の報告を行うこと。

(3) 調査及び監査

萩市は、必要に応じて、労務管理、施設、物品、各種帳簿等の現地調査及び監査を行うことができる。

9 指定管理者の賠償責任

- (1) 管理者は、その責めに帰すべき理由により、業務の実施に関し萩市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

また、国家賠償法等により萩市が第三者に当該損害を賠償したときは、萩市から求償権を行使されることがある。

10 物品の帰属等

- (1) 萩市が、指定管理者に対して、指定管理料により物品を購入させ、又は修繕により結果として資産を取得させることとなる場合は、その物品又は資産（以下「物品」という。）は、萩市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、萩市の所有に属する物品については、「萩市会計規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて管理を行うものとする。また、指定管理者は、同規則に定められた物品整理簿を備えて、その保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に萩市に報告しなければならない。

1 1 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、萩市と協議を行うこと。
- (3) 指定管理者が各施設を管理運営するに当たっては、区分所有権の目的たる建物の一部であることを理解し、建物の共用部分、敷地及び附属施設の管理を行う団体に対し誠意をもって協力するものとする。
- (4) 市民の利便に資するため、変更が必要であると市長が認めたときは、指定管理者は、その変更に伴い必要とされる業務を行うものとする。

1 2 その他

- (1) その他、仕様書に記載のない事項については、萩市と協議を行うこと。
- (2) 指定期間中、年度ごとの予算については、萩市の財政の状況等により金額が変更となる場合がある。

1 3 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、萩市と協議し決定する。